

(平成27年1月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は23万2,000円、申立期間②及び③は23万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月16日
② 平成18年7月14日
③ 平成18年12月15日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立人名義の口座に係る預金通帳の写し及び金融機関が提供した申立人名義の口座に係る入出金記録により、申立事業所から申立人に対し、申立期間に係る賞与が振り込まれていたことが確認できる。

また、申立期間において申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持している賞与明細書によると、厚生年金保険料が賞与から控除されていたことが確認できる。

これらのことから、申立事業所から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳の写し、入出金記録及び複数の同僚の賞与明細書から推認できる賞与支給額及び保険料

控除額から、申立期間①は 23 万 2,000 円、申立期間②及び③は 23 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和44年3月3日、資格喪失日は45年7月26日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月1日から43年3月10日まで
② 昭和43年7月15日から45年9月30日まで
③ 昭和47年5月1日から同年7月1日まで
④ 昭和47年11月1日から48年11月1日まで
⑤ 昭和51年10月15日から53年2月1日まで
⑥ 昭和57年5月2日から平成3年10月1日まで
⑦ 平成4年2月2日から5年2月2日まで

申立期間①について、昭和41年6月から43年3月までC社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間②について、D社に勤務し、健康保険証を交付されたことを記憶しており、同僚の氏名も記憶しているが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。また、申立期間②の一部の期間は、A社にも勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間③及び④について、再度、昭和47年5月から48年11月までD社に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間⑤は、E市に在ったF社が経営するG事業所（当時の厚生年金保険の適用事業所名。昭和63年2月6日から、適用事業所名をF社に変更）に勤務していた。また、申立期間⑥は、申立期間⑤の後、H市に在ったI社に異動したが、その後再び前述のG事業所に異動した。しかし、申

立期間⑤と⑥の間の I 社には厚生年金保険の被保険者記録が確認できるにもかかわらず、申立期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間⑦について、平成 3 年 12 月から 5 年 2 月まで J 社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 雇用保険の被保険者記録により、昭和 44 年 3 月 3 日から 45 年 7 月 25 日までの期間は、申立人が A 社に勤務していたことが確認できる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）の中に、申立人と同姓同名で生年月日は一致するが、厚生年金保険手帳記号番号の末尾が申立人の所持する記号番号と異なるものが確認できるところ、当該被保険者原票の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 44 年 3 月 3 日、喪失日は 45 年 7 月 26 日であることが確認でき、前述の雇用保険の被保険者記録と一致していることから、当該被保険者原票は申立人のものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 44 年 3 月 3 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45 年 7 月 26 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

また、昭和 44 年 3 月から 45 年 6 月までの期間の標準報酬月額については、前述の被保険者原票の記録から、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①について、申立人は、C 社の当時の事業主の姓及び業務内容を記憶しており、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、登記簿謄本及びオンライン記録によると、C 社は既に解散し、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間①当時の事業主から回答を得ることができず、当該期間における申立人の厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の給与からの控除等について確認できる関連資料等を得ることができない。

- 3 申立期間②について、申立人は、前述の A 社に加え、D 社に勤務していたと述べているところ、同社の元事業主（申立期間より後に事業主であった者。以下同じ。）は、申立人が、昭和 42 年頃から役員として勤務していたと回答していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社

に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間②当時の事業主は既に死亡しており、元事業主も当時の資料等は保管していないと回答していることから、当該期間における申立人の厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の給与からの控除等について確認できる関連資料等を得ることができない。

- 4 申立期間③及び④について、D社の元事業主及びその妻の回答により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、D社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間③及び④当時の事業主は既に死亡しており、元事業主も当時の資料等は保管していないと回答していることから、当該期間における申立人の厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の給与からの控除等について確認できる関連資料等を得ることができない。

- 5 申立期間⑤について、F社からの回答、申立人が氏名を挙げた上司及びG事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の回答から、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、F社は、申立期間⑤当時のことは不明であると回答しており、当該期間における申立人の厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の給与からの控除等について確認できる関連資料等を得ることができない。

また、申立期間⑤当時、G事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、申立人が従事していた業務に就いていた者については、事業所が厚生年金保険に加入させていなかったのではないかと回答していることから、同事業所では、必ずしも全ての従業員について入社当初から厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

- 6 雇用保険の被保険者記録により、申立期間⑥のうち昭和57年5月2日から同年12月22日までの期間について、申立人は、I社の離職に係る雇用保険の失業等給付をK公共職業安定所において受給していることが確認できることから、当該期間において、申立人がE市に在ったG事業所に勤務し、同事業所において厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

一方、申立期間⑥のうち昭和57年12月23日から平成3年10月1日までの期間については、F社からの回答並びに申立人が氏名を挙げた上司及

びG事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の回答から、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、F社は、申立期間⑥当時のことは不明であると回答しており、当該期間における申立人の厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の給与からの控除等について確認できる関連資料等を得ることができない。

また、申立期間⑥当時に、G事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、入社後数年たって厚生年金保険に加入した等回答しており、同事業所では、必ずしも全ての従業員について入社当初から厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

- 7 申立期間⑦について、J社が提出した「被保険者台帳」及び「事業所別事務処理台帳」の記載内容並びに申立人に係る雇用保険の被保険者記録の離職日は平成4年2月1日となっており、その翌日が厚生年金保険被保険者資格の喪失日となることから、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、J社は申立期間⑦当時の状況については不明であるが、在職者の厚生年金保険を喪失させることは無い旨回答していることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことを推認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の健康保険証は健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届の処理年月日と同日の平成4年3月6日付けで回収されていることが確認できる。

- 8 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（佐賀）厚生年金 事案 5395

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 1 日から 19 年 7 月 1 日まで

私のねんきん定期便を確認したところ、A社（以下「申立事業所」という。）に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、私が所持する給与明細書の支給額と相違している。

調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立人名義の口座に係る預金通帳の写し、給与明細書及び源泉徴収票により、申立人は、オンライン記録における標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額と同額又は報酬月額に基づく標準報酬月額より低い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書等により、22万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、オンライン記録によると申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情を得ることはできないが、前述の給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額とが、長期間にわたり一致していないことから判断すると、事業主は給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和43年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和43年3月1日に、A社（以下「申立事業所」という。）の正社員になった。私が所持している厚生年金保険被保険者証には、「初めて資格を取得した年月日」欄に「昭和43年3月1日」と記載されているが、年金事務所の記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日が、同年4月1日とされている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている資格取得日は、昭和43年4月1日となっている。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録により、申立人の申立事業所に係る同保険の被保険者資格の取得日は、昭和43年3月1日であることが確認できること、及び申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚が、申立人は同年4月1日より前から勤務していた旨回答していることから、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿における申立人の申立事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和43年3月1日と記載されており、雇用保険被保険者資格の取得日と一致している。

さらに、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、「初めて資格を取得した年月日」欄に「昭和 43 年 3 月 1 日」と記載されている。

なお、日本年金機構 B 事務センターは、「厚生年金保険被保険者記号番号払出簿と健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された資格取得日が一致していない理由は不明である。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 43 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所に係る昭和 43 年 4 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月20日

A社（以下「申立事業所」という。）に勤務していた期間について、標準賞与額の記録が漏れている可能性があるとして年金事務所から連絡を受けた。

申立期間における賞与支給明細書を所持しているため、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る賞与支給明細書から、申立人は申立期間において、申立事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与支給明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主から回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から51年3月まで

私は、会社を辞めて自営業を始めた昭和46年頃から数年間の国民年金保険料を納付していないと認識していたので、52年から53年頃に、A県のB市役所又は同市C支所で行われた年金相談に出向き、そこで対応した職員がその場で計算した数万円の保険料を納付した。

申立期間の一部については保険料の納付済期間のはずなのに、国の記録では、申立期間の全てが未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を昭和52年から53年頃に納付したとしているが、保険料は納期限から2年を経過したときは時効により納付することができないため、同年7月から55年6月まで実施されていた第3回特例納付の実施前である53年6月以前に納付する場合、申立期間のうち一部の期間の保険料は、納付することができない。

また、昭和53年7月以降に、第3回特例納付により申立期間の保険料を納付することが可能であったが、保険料を特例納付したのであれば、国民年金被保険者台帳は保存されていたはずであるが、申立人の同台帳は見当たらないなど、申立期間の保険料が第3回特例納付により納付された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の希望により、口頭意見陳述を実施したが、申立人が申立期間の一部に係る保険料の納付を行ったことを特定できる具体的な陳述はなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から47年3月まで

私が大学生であった申立期間について、当時、私の父又は母が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれていた。しかしながら、国の記録では、当該期間が国民年金の未加入期間となっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、昭和47年4月に払い出されたことが推認できる上、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳並びにオンライン記録により、申立人は申立期間直後の同年4月1日に国民年金強制加入被保険者として資格取得していることが確認できる。

また、申立期間当時、大学生の国民年金への加入は任意とされており、前述の払出時点（昭和47年4月）においては、申立期間当初に遡って国民年金に加入することはできないことから、申立人の両親が申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時、B市C地区（現在は、B市D区C地区）又は同市E地区（現在は、同市F区E地区）に居住していたが、実家の在るA市からB市に住所変更の届出を行ったかどうかは分からない旨述べているところ、申立期間当時、A市を管轄していたG社会保険事務所（当時）並びにB市C地区及び同市E地区を管轄していたH社会保険事務所（当時）の申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の氏名は確認できず、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる

事情は見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の両親は既に死亡しており、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、申立人及び申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 57 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 58 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 7 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 57 年 10 月から 58 年 8 月まで

私は、A市B区役所において、昭和 56 年 4 月に婚姻の届出と一緒に私と妻の国民年金の加入手続を行った。また、国民年金保険料は遅れがちではあったが、同区役所の窓口において納付していたにもかかわらず、申立期間が未納期間となっているので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日により、昭和 57 年 6 月に夫婦連番で払い出されたことが推認できることから、申立人とその妻の国民年金の加入手続は、この頃に行われたと考えられ、婚姻の届出（昭和 56 年 4 月）と一緒に加入手続を行ったとする申立人の主張と相違する。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A市B区役所の窓口で納付した旨主張しているが、前述の加入手続が行われたと考えられる時点（昭和 57 年 6 月）において、申立期間①の保険料は過年度保険料となることから、A市に照会したところ、同市は、区役所の窓口で過年度保険料を収納することは無かった旨回答している。

さらに、A市の国民年金収滞納リストによると、申立期間①直後の昭和 57 年 4 月から同年 7 月までの保険料は同年 9 月 7 日に、申立期間②直前の同年 8 月及び同年 9 月の保険料は 58 年 4 月 30 日に現年度納付されていることが確認できるところ、当該納付日（昭和 58 年 4 月 30 日）は申立期間②のうち、

57年10月から58年3月までの保険料を現年度納付することができる最終日であり、この日より後に当該期間の保険料を納付するには、過年度保険料として納付することになるが、前述のとおり、同市の回答内容等から、当該期間の保険料を同市の区役所の窓口で納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人に係る前述の収滞納リスト及び国民年金被保険者台帳において、申立期間②は未納期間とされている。

また、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらないほか、国民年金の加入手続及び保険料の納付を一緒に行ったとする申立人の妻の申立期間①及び②を含む昭和55年7月から58年8月までの納付記録は、申立人と同様の記録となっている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 1 日から 35 年 1 月 26 日まで
私が A 社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者期間について、昭和 35 年 4 月 19 日に脱退手当金が支給された記録となっているが、私は、B 国へ永住のため同年 4 月 1 日に出国しており、支給日には日本におらず、受給できなかったため、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、厚生省（当時）から脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済」の押印が確認できる。

また、申立てに係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 35 年 4 月 19 日に支給決定されるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人の整理番号の前後 50 人のうち、オンライン記録により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から前後 4 年以内に資格喪失した脱退手当金の支給要件を満たす女性 26 人（申立人を含む。）のうち 24 人に脱退手当金の支給記録が確認できる。

また、上記の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給決定が行われたことを示す「脱」の表示は確認できないものの、前述の被保険者 24 人についても、「脱」表示が記載されている者は確認できない。

さらに、前述の脱退手当金の支給記録を確認できる女性 24 人について調査したところ、そのうち 18 人が資格喪失後 6 か月以内に支給決定されているこ

とが確認でき、その中には、脱退手当金を受給した旨回答した者も見られる。

加えて、申立人に係る脱退手当金が支給決定された昭和 35 年 4 月は通算年金制度の創設前であり、申立期間のみでは老齢年金の受給要件を満たすことができない申立人が、B 国への永住許可を受けるに当たり、出国前に脱退手当金を請求することに不自然さはいかたがえない。

今回、申立人は、脱退手当金の支給決定日は既に B 国に出国していたため脱退手当金を受給することができなかった旨主張しているところ、申立人が当該脱退手当金の支給決定時に日本を出国していた事実のみをもって脱退手当金を受給していないとまでは言い難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

九州（大分）厚生年金 事案 5399

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月頃から 51 年 11 月 1 日まで
昭和 50 年 9 月頃に A 社（以下「申立事業所」という。現在は、B 社）に入社し、C 職として 51 年 10 月 31 日まで継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の回答及び申立期間に申立事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の回答から、期間の特定はできないものの、申立人が、申立事業所において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B 社は、申立期間当時の資料を保管していない旨回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、B 社は、入社した従業員の厚生年金保険及び雇用保険については、原則として 3 か月間の試用期間後に加入させていたが、加入を希望しない者については厚生年金保険及び雇用保険に加入させておらず、給与から保険料を控除することは無かった旨回答していることから、申立期間当時、申立事業所は必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。なお、申立人の申立事業所に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の被保険者記録は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 10 月 22 日から 28 年 1 月 20 日まで
② 昭和 28 年 2 月 25 日から同年 7 月 10 日まで
③ 昭和 28 年 7 月 10 日から 29 年 9 月 2 日まで
④ 昭和 29 年 11 月 22 日から 36 年 3 月 30 日まで

私の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録においては、A事業所を退職した後、昭和 36 年 10 月 24 日に脱退手当金が支給された記録となっているが、当該支給月には既に同事業所が在ったB県からC県に転居しており、脱退手当金の支給についてどこからも連絡が無く、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、脱退手当金の支給対象期間の最終事業所であるA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の欄には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている。

また、D年金事務所が保管する昭和 36 年度分脱退手当金整理簿に、申立人の氏名、脱退手当金の支給金額及び支給決定日が記載されていることが確認できる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に、厚生省（当時）から脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済」の押印が確認できる。

加えて、申立てに係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 7 か月後の昭和 36 年 10 月 24 日に支給決定されるなど、一連の事務処理に不自然さはないと認められる。

い。

また、前述の被保険者名簿に記載された申立人の整理番号の前後 50 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から前後 2 年以内に資格喪失した脱退手当金の支給要件を満たす女性 18 人（申立人を含む。）について調査したところ、15 人に脱退手当金支給記録が確認でき、その全員が厚生年金保険被保険者資格の喪失日から 1 年以内に支給決定されていることから、事業主による代理請求がなされた可能性を否定できない。

今回、申立人は、脱退手当金の支給決定日には既に B 県から C 県へ転居していたので受給していない旨主張しているところ、請求者の住所地が遠隔地であっても住所地の金融機関への送金により脱退手当金の受領が可能であったことから、申立人が当該脱退手当金の支給決定時に C 県へ転居していた事実のみをもって脱退手当金を受給することができなかつたとまでは言い難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

九州（佐賀）厚生年金 事案 5401（九州（佐賀）厚生年金事案 5128 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 1 日から 33 年 8 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に勤務し、C県D町においてE施設のF事業に従事したとして、年金記録確認第三者委員会に対し申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

その後、C県G部署から前述の事業の受注者は、A社のほか、H社（現在は、I社）、J社及びK社の3社もあったと聞いたので、これらの3社を調査してほしい。

また、従事していた事業場の近くに在った診療所で健康診断を受けたことや、健康保険証を使用し受診したことなどを思い出したので、前述の4社のいずれかに勤務していたことは間違いない。

再度調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B社が保管する従業員名簿によりC県D町に所在するE施設に係るF事業に従事していることが確認できる社員は、A社L支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、このうち複数の同僚に照会したが、申立人が当該期間に同社に勤務していたことをうかがわせる回答を得ることができないこと、ii) B社は、同社が保管している従業員名簿、厚生年金保険被保険者整理名簿及び健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届の控えを確認した結果、申立人の氏名は見当たらない旨回答していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づ

き、平成 26 年 4 月 10 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立事業所である A 社とは別に、H 社、J 社及び K 社の 3 社を調査してほしい、また、診療所で健康診断を受けたことや、健康保険証を使用し受診したことなどを思い出したとして再度申し立てている。

しかしながら、H 社、J 社及び K 社は、申立人に係る資料が無く、勤務については不明と回答している上、申立期間における当該 3 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、いずれの被保険者名簿においても申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

また、申立人が一緒に勤務していたとして挙げた同僚の氏名は、オンライン記録に厚生年金保険の被保険者記録が見当たらない。

さらに、申立人が挙げた診療所については、M 団体が保管する昭和 32 年頃に作成された資料により、C 県 D 町に「N 診療所」が開設されていたことをうかがわせる記載が確認できるものの、B 社は、申立期間当時の資料は保管していないことから、申立人が挙げた診療所に関する件は確認できない旨回答している。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立て期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（佐賀）厚生年金 事案 5402（九州（佐賀）厚生年金事案 5128 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで
② 昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間について、A事業所（以下「申立事業所」という。）に勤務し、B社及びC社の作業場でD職としてE業務に従事していたとして、年金記録確認第三者委員会に対し申立てを行ったが、いずれの期間についても記録の訂正は認められなかった。

その後、申立期間①については、私が前述の作業場で働いていたことを知っている知人の氏名を思い出したので、その知人に話を聞いてほしい。

また、申立期間②については、新たな資料は無いものの、申立事業所からC社F事業所に応援に行くように言われたので、申立事業所に勤務していたことは間違いない。

再度調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、i) A事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所がG県において2事業所確認できることから、当該2事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったものの、いずれの者も当該事業所は申立人が主張しているE業務を行っていないと回答していることから、当該2事業所は申立事業所ではないと考えられること、ii) 申立期間①については、B社に係る被保険者名簿により当該期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会し

たところ、全員が、「申立人及び申立事業所に係る記憶は無い。」と回答していること、iii) 申立期間②については、C社は、当時において、同社と「A事業所」という名称の事業所との事業上の関係は確認できず、同社の業務を請け負っていた事業所に所属するD職について、同社において社会保険に加入させていたことは無く、申立人が同社に採用されたことも確認できない旨回答していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成26年4月10日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①について、申立人が作業場で働いていたことを知っている知人の氏名を思い出したとして再度申し立てている。

しかしながら、オンライン記録により、申立人が氏名を挙げた知人と同姓同名の者一人に厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、既に死亡していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態、厚生年金保険料の控除等に係る証言を得ることができない。

また、申立期間②については、申立人からの新たな主張及び資料の提出は無く、当初の決定を変更する新たな事情も見当たらない。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。